

京都やんちゃフェスタ2007

(社)京都市児童館学童連盟)



憲章の啓発ブースでは、「大人にしてほしいこと/してほしくないこと」として子どもたちからも多くの一言メッセージが寄せられました。「いつもおそく帰ってくるから、もうちょっと早く帰ってきてほしい」「川にモノを捨てないでほしい」「タバコを落とさないで」中には「知っている人に絶対あいさつをする!!」「スーパーでは、マイ袋を持っていく」など、大人が見習いたい実践事例もありました。

人づくり連続講座

(人づくり21世紀委員会)



子どもの身に迫るHIV感染、携帯電話の弊害等をテーマに、「大人としてできること」を共に考える連続講座を開催。行政区別実行委員会で憲章の具体化に向けた研修会や話し合いが展開されるなど、各地域においても憲章実践の機運が広がっています。

写真で振り返る 憲章推進の取組

子ども・子育ていきいきフェア

(京都子どもネットワーク連絡会議)

憲章制定1周年記念企画「みんなで広げよう！行動の輪！」を同時開催。女性グループ「ラム・ハッピーウィングス」が、憲章の6つの行動理念を、歌や踊りを交えながら楽しく分かりやすく紹介しました。来場いただいた親子も、憲章をより身近で親しみやすいものを感じていただけたのではないのでしょうか。



PTA街頭啓発

(京都市PTA連絡協議会)



5月の憲法月間、12月の人権月間には、PTAを中心に街頭啓発活動やパレードを実施。人権の大切さを訴えるとともに、憲章を私たちの行動規範として社会のあらゆる場で実践するため、憲章の行動理念等を記載したリーフレット入りウェットティッシュを配布するなど、市民の方々への呼びかけを行いました。

第11回人づくりフォーラム

(人づくり21世紀委員会)

憲章理念の実現に向けたフォーラムを開催。「子どもたちの未来を見つめて」と題したパネル討議では、「礼儀、言葉使いといった基本が大切」「人間関係、特に親子の垂直の関係が重要」といった意見が出され、教育の原点である家庭での実践につながる内容等に、参加者も熱心に聞き入っていました。



会場入口付近では、PTAを中心に携帯電話への「フィルタリング」設定の義務化と有害情報排除に向けた規制強化を呼びかける署名活動も実施。



憲章の携帯カード送付やのぼり貸し出しのお知らせ

憲章の条文を掲載した携帯カードや各種印刷用のロゴ、啓発活動用ののぼり等を用意しております。地域の各種会合等で配布・掲出いただける機会がございましたら、ぜひ下記のお問合せ先までご連絡ください。身近なところから憲章実践の機運を盛り上げていきましょう。

ここが知りたい!

「子どもを共に育む京都市民憲章」



なぜ市民憲章をつくることになったの？



大変悲しいことですが、今の子どもたちは、事件に巻き込まれたり、自ら命を落としたり、かけがえのない命がおびやかされるのが少なくありません。

人づくりの伝統のある京都のまちに暮らす私たちは、大人の責任として、共に、子どもたちの命を守り、健やかに育むことを、「市民憲章」という形にして、あらためて誓い合うことにしました。



どうやって市民憲章ができたの？



子どもたちのために、今、何ができるのか、たくさんの大人が集まって真剣に話し合いをしました。

子どもたちからも意見をもらいました。大人は、「子どもに注意するのに自分も同じことをする」、「もっと本当のことを言ってほしい」、「一緒に決まりを守ってほしい」。

このように、いろんな人たちが、たくさんの意見を寄せ合って、市民共通の「きまり」を作り上げたのです。

子どもの相談窓口

- 京都市児童相談所.....☎801-2929
- 子ども虐待SOS(24時間相談受付).....☎801-1919
- こどもみらい館(乳幼児期の子育て相談).....☎254-8993
- こども相談センター パトナ
- (こども相談総合案内 電話ガイド).....☎254-8107
- 京(みやこ)あんしんこども館(保健医療・事故防止).....☎231-8005
- いじめ相談 24時間ホットライン.....☎351-7834
- 子ども支援センター.....各区役所・支所福祉部内各保健所・支所
- 小児救急電話相談(午後7時~11時・土曜日は午後3時~11時)....☎#8000

暮らしの手続き(一例)

- 妊娠されたら
 - 母子健康手帳の交付.....各保健所・支所
 - 出産されたら
 - 出生届.....各区役所・支所市民窓口課
 - 児童手当の申請.....各区役所・支所福祉介護課
 - 子ども医療費受給者証交付申請.....各区役所・支所福祉介護課
- 京北地域にお住まいの方は、京北出張所で受け付けます。児童手当は、申請時の翌月分から支給開始となります。申請が遅れると遅れた月分の手当が支給できませんので、手続きはお早めに。

【お問合せ先】京都市保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課
京都市教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育支援担当

☎251-2380 FAX 251-2322
☎222-3590 FAX 222-2061

ホームページもご覧ください
「子どもを共に育む京都」検索